



2025年12月10日

各 位

会社名	ビート・ホールディングス・リミテッド (URL : <a href="http://www.beatholdings.com">www.beatholdings.com</a> )
代表者名	最高経営責任者（CEO） チン・シャン・ワイ (東証スタンダード市場 コード番号 : 9399)
連絡先	IR室マネージャー 高山 雄太 (電話 : 03-4570-0741)

**第三者割当による行使価額修正条項付  
新株予約権の発行に関するお知らせ**

当社の2025年7月11日付開示資料「株主提案の受領に関するお知らせ」、2025年7月15日付開示資料「株主提案の訂正版の受領に関するお知らせ」及び2025年7月29日付開示資料「マルチ・シリーズBTCボンドの引受契約の締結及び第1回BTCボンドの発行について」にてお知らせしたとおり、当社は、現在、当社の主要株主及び債権者であり、ビットコイン・トレジャリー・ボードのチアマンを務めている、レン・イー・ハン氏（以下「レン氏」といいます。）及び同氏がその持分の100%を保有する4法人（以下総称して「H.a.N Group」といいます。）より、株主提案（以下「H.a.N 提案」といいます。）を受領しました。H.a.N 提案においてH.a.N Groupは、当社が発行する総額50億円のボンドを引受けること、また、発行済株式総数の24.7%に相当する行使価額修正条項付新株予約権（以下「SAR1」といいます。）を4,500,000個（注）発行し、その後、株主総会において株主の承認を得て、発行済株式総数の271.9%に相当する行使価額修正条項付新株予約権（以下「SAR2」といいます。）を49,500,000個（注）発行することで資金調達を行い、当該資金をビットコインを含む暗号資産や関連するETF（以下「BTC」といいます。）への投資、ボンド・借入金の返済、及び運転資金として使用することを提案しております。その後、2025年7月29日に、当社は、未償還のボンドの上限総額50億円（31.9百万米ドル）とするマルチ・シリーズBTCボンド引受契約（以下「マルチ・シリーズBTCボンド」といいます。）をレン氏との間で締結することを決定し、レン氏に対して1億円（638千米ドル）の10個のボンド、総額10億円（6.4百万米ドル）のボンド（以下「第1回 BTCボンド」といいます。）を発行しました。

本日、当社の取締役会は、2025年12月23日にレン氏及びCantor Fitzgerald & Co.（当社の指名によります。以下「Cantor」といいます。また、レン氏と総称して、以下「割当予定先」といいます。）に対して、第三者割当により45,000,000個（注）の行使価額修正条項付新株予約権（上記SAR1に該当する部分です。以下「本新株予約権」といいます。）を発行すること（以下「本第三者割当」といいます。）、また、2025年12月23日（予定）に割当予定先との間で買取契約（以下「本買取契約」といいます。）を締結することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、本新株予約権を発行した後、当社は上記SAR2の発行について、H.a.N Group、Cantor及びその他と交渉する予定であります。

（注）H.a.N 提案を受領した後、当社は効力発生日を2025年10月28日とする株式分割（1株につき10株の比率）を実施しております。

記



## 1. 募集の概要

### (1) 本新株予約権発行の概要

① 割 当 日	2025年12月23日
② 新株予約権の総数	45,000,000個
③ 発行価額	新株予約権1個当たり0.25円 (総額11.25百万円)
④ 当該発行による 潜在株式数	普通株式45,000,000株
⑤ 行使期間	2年(2025年12月24日から2027年12月23日まで)
⑥ 資金調達の額	3,836.25百万円 (内訳) 新株予約権発行分 : 11.25百万円 新株予約権行使分 : 3,825.0百万円
⑦ 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額：85円（取締役会決議の直前取引日の終値） 下限行使価額：42.5円（当初行使価額の50%、0.1円未満の端数は切り上げ）  行使価額は2025年12月29日以降、本新株予約権の各行使請求の通知が受領された日（以下「修正日」といいます。）の属する週の前週の最終取引日（以下「修正基準日」といいます。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合は、その直前の終値）の94%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正基準日価額」といいます。）が、当該修正基準日の直前に有効な行使価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該行使請求に係る通知がなされた日以降、当該修正基準日価額に修正されます。但し、修正基準日に係る修正後の価額が42.5円（以下「下限行使価額」といって、調整されることがあります。）を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいいます。別段の記載がなされる場合を除き、以下同じです。
⑧ 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法によります。 レン・イー・ハン氏 : 9,000,000個 Cantor Fitzgerald & Co. : 36,000,000個
⑨ 独占権	本買取契約を締結後、(i) 本新株予約権の全部の行使が完了した日、(ii) 当社が本新株予約権の全部を買戻した日、(iii) 本新株予約権の権利行使期間の満了日、(iv) 本買取契約が解約された日、のいずれか先に到来する日までの間に、当社は、割当予定先の書面による承認を受領することなく、割当予定先以外の当事者とエクイティ又はエクイティに関するファイナンシングに係る協議、交渉又は契約の締結をしてはならないものとします。なお、当該承認は不當に遅延、保留、又は拒否されないものとします。但し、単年に累計で各年度（初年度は、取締役会決議日に始まり、次年度以降同じ周期とする）の末日時点における発行済株式



	<p>総数の5%を超えない範囲で、当社又は当社の子会社の取締役、役員、従業員、コンサルタント、投資家又は債権者を対象として、ストック・オプション、株式又はその他の有価証券を発行する場合には、適用されません。</p>
⑩ その他の 事項	<p>当社は、割当予定先との間で締結予定の本買取契約において、以下の内容を合意する予定です。</p> <p>① 割当予定先は、当社取締役会の事前の書面による承認なく、本新株予約権を譲渡することができないものとします。</p> <p>② 割当予定先が本新株予約権の行使期間の末日の時点で未行使の本新株予約権を保有している場合、当社は残存する本新株予約権の全部を取得するものとします。</p> <p>詳細については、下記「2. 募集の目的及び理由（2）本第三者割当による資金調達を選択した理由（iv）取得請求（本新株予約権者の要請による取得）」をご参照ください。</p> <p>③ 割当予定先は、所定の適用除外の場合を除き、いずれの暦月においても、当該暦月において本新株予約権の行使により交付されることになる発行会社普通株式の数の合計が、本新株予約権の発行に係る払込日時点（以下「本払込日時点」といいます。）における上場株式数の10%を超えることとなる本新株予約権の行使を行わないものとしております。なお、今後当社が本新株予約権以外に別のMSCB等を発行し、かつ、その行使可能期間が重複する場合は、本新株予約権と当該別のMSCB等の行使数量を合算するものとします。なお、上記にかかわらず、各暦月の総行使の限度（本払込日時点の上場株式数の10%）は、(i) Cantorについては本払込日時点の上場株式数の最大8%とし、また、(ii) レン氏については本払込日時点の上場株式数の最大2%とします。但し、当該配分はCantorとレン氏の合意により任意の暦月について調整することができ、その後の各暦月の初日に、自動的にそれぞれ8%及び2%にリセットされるものとします。</p> <p>詳細については、下記「2. 募集の目的及び理由（2）本第三者割当による資金調達を選択した理由（vi）割当予定先による行使制限措置」をご参照ください。</p> <p>なお、上記①のとおり、当社取締役会の事前の書面による承認なく、本新株予約権を譲渡することができません。当社取締役会が当該譲渡を承認する場合には、本買取契約上の地位及びこれに基づく権利義務も共に当該譲受人に承継させるものとします。</p>

（注） 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額（11.25百万円）に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（3,825百万円）を合算した額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額ですが、行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を買戻し消却した場合には、調達資金の額は減少します。



## 2. 募集の目的及び理由

### (1) 本第三者割当の目的

当社の2025年7月29日付開示資料「マルチ・シリーズBTCボンドの引受契約の締結及び第1回BTCボンドの発行について」にてお知らせしたとおり、マルチ・シリーズBTCボンドにより、当社は、調達資金をBTCの購入のみに充当する一連のボンドを最大50億円発行することができます。また、未償還のボンドの総額は50億円を超えることはありません。但し、発行済みマルチ・シリーズBTCボンドの一部又は全部を償還することにより、総額50億円の範囲内で新たなマルチ・シリーズBTCボンドを発行することが可能であり、これにより、当社は当該ボンドの発行により50億円を超える資金を調達することができ、発行後の市場環境により一時的に本新株予約権の行使が抑制される状況下においても、50億円を超えるBTCを取得することも可能となります。

BTCの価格は短期的には上下しますが、長期的には上昇しており、多くの投資家はエクスポートナーを高める戦略的な機会と捉えております。当社としても、中長期的に企業価値をさらに高めていくには良いタイミングであると認識しております。当社は、BTCの保有量の増加及びボンドの返済、並びに当社の運転資金ニーズに柔軟に対応することを可能とするため、短期間でより多くの資金を調達する最も迅速な方法であると考え、レン氏及びCantorに対して本新株予約権を発行することを決定しました。

### (2) 本第三者割当による資金調達を選択した理由

今回の資金調達は、割当予定先に対し本新株予約権を割り当て、その行使により、BTCへの更なる投資額の増加、ボンドの償還及び当社の運転資金をサポートするものです。

上記の「(1) 本第三者割当の目的」に記載した当社の状況を踏まえ、様々な資金調達のための手法について比較検討を行っていたところ、H.a.N Groupから本新株予約権の発行による本資金調達の提案を受けました。当社は、以下の「(本第三者割当の特徴)」及び「(資金調達方法を選択した理由)」に記載されている点を総合的に勘案した結果、H.a.N Groupより提案を受けた本第三者割当は、本新株予約権の発行により、株価に対する一時的な影響を抑制し資金調達をすることが期待できることから、現時点での最良の選択肢であると判断いたしました。

本第三者割当による資金調達の実施により、BTCへの投資額を増加させることで、当社の中長期的な企業価値の向上、引いては既存株主の利益の増大を目指してまいります。

#### (本第三者割当の特徴)

本新株予約権による資金調達は、以下の特徴があると考えております。

##### (i) 行使価額の修正

本新株予約権は、行使価額修正条項付であり、次の要領で権利行使価額が修正されます。

- ① 本新株予約権の当初行使価額は、発行決議日の前取引日終値と同値の85円となっております。
- ② 行使価額は、各行使請求日の属する週の前週の最終取引日の終値の94%に相当する金額（0.1円未満切上げ）に修正されます。但し、当該金額が 42.5円を下回る場合、42.5円が行使価額の下限となります。Cantorは、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式について、Cantor又はその関係会社が海外機関投資家であると合理的に認識している者に対し、市場外で売却する意向を有しております。また、Cantorは、本新株予約権の行使に際して、つなぎ売りを目的とした株式の借受予定はないため、行使代金の払込みを行ってから株券の受渡が行われるまでの2営業日間の株価変動リスクを織り込んだ範囲で行使を行っていくことになりますが、一定期間行使価額が固



定され、その間に株価が行使価額から上方に乖離した場合、株価変動リスクの許容範囲が広がり、より積極的に行使を行うことが可能となります。一方で、行使価額を固定する期間が過度に長い場合、株価が行使価額よりも大きく上方で推移した際に資金調達金額を増大させる株価上昇メリットを十分に享受することができず、また、株価が行使価額を下回って推移した場合には割当予定先の経済合理性の観点から資金調達が実現する可能性が極めて低くなることが想定されます。このような想定を考慮した上で割当予定先と協議を行った結果、週次による行使価額の修正を採用するに至りました。なお、週次の行使価額修正にかかる参照株価につきましては、特定の曜日の終値とするよりも一般的であり、行使連絡の取次にかかる手続上最も平明であると考えられる各週の最終取引日を修正基準日として設定しています。なお、修正基準日に係る修正後の価額が、修正日の直前取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額を下回る可能性がありますが、行使価額が下限行使価額を下回ることはありません。

- ③ 下限行使価額は当初行使価額の50%（0.1円未満切上げ）です。

(ii) 行使に際して発行される株式数の固定

本新株予約権は、上記(i)の通り、行使価額は修正されますが、本新株予約権1個当たりの発行株数は1株と固定されており、本新株予約権の権利行使に伴う発行株数45,000,000株は修正されないことから、希薄化率は24.72%（本新株予約権の行使により交付される株式の議決権のみを考慮した希薄化率となります。）と固定されており、今後の当社株価の下落等の要因によっても発行する株式数に変更はなく、希薄化率は一定となります。なお、行使期間中に全て行使されない場合や、取得条項や取得請求により本新株予約権が取得による消却がなされた場合は、発行される株式数が減少いたします。

(iii) 取得条項（当社の要請による取得）

本新株予約権には以下の取得条項が規定されており、次の要領で、当社の意思決定により残存する本新株予約権の全部又は一部の取得が可能です（当社の要請による取得）。

本新株予約権の払込期日の翌日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日を定めたときは、本新株予約権者に対し、当該取得日の15日前までに通知又は公告を行うことにより、取得日の到来をもって、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を本新株予約権1個あたり0.25円で取得することができます。発行価額相当額で取得が可能であることから、新株予約権価値の上昇による資金負担は生じず、本新株予約権発行後においても、更に有利な調達方法の検討や柔軟な資本計画の策定が可能となります。なお、取得条項は、別の有利な資金調達が実行できた場合に、発動することを想定しております。

(iv) 取得請求（本新株予約権者の要請による取得）

当社は割当予定先との間で締結予定の本買取契約において、次の要領で、新株予約権者の意思決定により残存する本新株予約権の全部又は一部の取得請求（本新株予約権者の要請による取得）を行うことができる旨を合意する予定です。

割当予定先が本新株予約権の行使期間の末日の時点で未行使の本新株予約権を保有している場合、又は本買取契約が解約された場合、当社は本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得するものとします。

(v) 謙渡制限

本新株予約権は、当社取締役会の事前承認を得ることを条件に譲渡することが可能です。また、取締役会で当該譲渡を承認する場合は適時開示いたします。



(vi) 割当予定先による行使制限措置

- ① 当社は、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の発行に係る払込日時点（以下「本払込日時点」といいます。）における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使（以下「制限超過行使」といいます。）を割当予定先に行わせないものとします。なお、今後当社が本新株予約権以外に別のMSCB等を発行し、かつ、その行使可能期間が重複する場合は、本新株予約権と当該別のMSCB等の行使数量を合算するものとします。
- ② 割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行います。当社は、割当予定先より本新株予約権の行使の請求を受けた都度、当該行使が制限超過行使に該当するか否か確認を行います。なお、上記にかかわらず、各暦月の総行使の限度（本払込日時点の上場株式数の10%）は、(i) Cantorについては本払込日時点の上場株式数の最大8%とし、また、(ii) レン氏については本払込日時点の上場株式数の最大2%とします。但し、当該配分はCantorとレン氏の合意により任意の暦月について調整することができ、その後の各暦月の初日に、自動的にそれぞれ8%及び2%にリセットされるものとします。

(vii) 行使停止

本買取契約において、行使停止条項が定められる予定です。当社は、一定の条件に基づき、割当予定先に対して通知することにより、当社の裁量により、本新株予約権の行使を停止し、その後、当社の裁量により、停止を解除し行使の再開を許可することが可能であるため、株式発行による需給悪化懸念に一定の配慮をした設計となっております。なお、本新株予約権の行使を停止すること及びその後停止を解除し行使の再開を許可することを決定した場合は適時適切に開示いたします。

なお、上記(v)のとおり、当社取締役会の事前の書面による承認なく、本新株予約権を譲渡することができません。当社取締役会が当該譲渡を承認する場合には、本買取契約上の地位及びこれに基づく権利義務も共に当該譲受人に承継させるものとします。

また、本新株予約権による資金調達は、以下のメリットがあると考えております。

- ① 本新株予約権の目的である当社普通株式の数は45,000,000株で固定されており、株価動向にかかわらず、希薄化の規模が固定されています。
- ② 新株予約権の発行であれば、権利行使期間にわたった行使が平準的に行われることが想定されることから、新株式の発行と比べ、希薄化が即時に生じる可能性が低いと考えられます。
- ③ 当社株価が行使価額の下限を上回っている状況下においては、権利行使が促進され、当社が必要とする資金の調達が可能となります。
- ④ 行使価額が下方のみではなく、上方にも修正される仕組みであることから、行使価額が固定されている新株予約権に比べ、株価の上昇局面においては、調達することのできる金額が増加します。
- ⑤ 当社の意思決定により本新株予約権の全部又は一部を本新株予約権1個あたり0.25円で取得する事が可能なため、より有利な資金調達方法が見つかった場合は、本新株予約権の取得・消却が可能です。



一方、本新株予約権による資金調達のデメリットは次のようにになります。

- ① 本新株予約権の行使により付与された当社株式が売却されることとなる結果、一定の売り圧力が市場に生じてしまい、株価の下落局面では更なる下落もあります。なお、株式流動性の低い状況では、株価下落リスクはより高まることとなります。
- ② 当社株価が下限行使価額を下回る場合には権利行使がなされないことにより、当社の予定する資金が調達できず、事業運営に支障をきたす恐れがあります。なお、割当予定先が本新株予約権の行使期間の末日の時点で未行使の本新株予約権を保有している場合、又は本買取契約が解約された場合、当社は、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得するものとされています。
- ③ 株価の下落局面では、本新株予約権の行使価額が下方修正されることにより、調達額が当初予定額を下回る可能性があります。但し、行使価額は下限行使価額を下回ることはありません。

以上の点がデメリットではあるものの、割当予定先は本新株予約権の行使により付与された株式につき市場動向を勘案しながら売却する方針であり、市場への影響を常に留意すると伺っておりますので、デメリットとして挙げた前述の①はある程度緩和されるものと考えております。下限行使価額を下回る場合には権利行使がなされず、デメリットがあるものの、当社株価が行使価額の下限を上回っている状況下においては権利行使が促進され、当社が必要とする事業資金及び運転資金の確保が可能となることから、本新株予約権の発行を決定いたしました。

#### (資金調達方法を選択した理由)

資金調達の選択肢として、直接金融と間接金融の両方を検討いたしましたが、金融機関からの借入等の間接金融については、当社の財務諸表には「継続企業の前提に関する注記」（2024年12月期）が付されていることから、現状では間接金融による資金調達は困難と判断し、選択肢から外しております。

次に、直接金融による資金調達（公募増資、株主割当増資、第三者割当増資）を検討しましたが、上記「継続企業の前提に関する注記」により、公募増資や株主割当増資を含む広く投資家を募る方法による資金調達は、当社にとって難しい状況です。そのため、公募増資や株主割当増資を選択肢から外しました。

その間、H.a.N Groupより本新株予約権を発行することで、資金を一部調達することについて提案を受け、割当予定先との交渉の結果、今般、本新株予約権の発行を決定いたしました。

### 3. 調達する資金の額、用途及び支出予定期限

#### (1) 調達する資金の額

払込金額の総額	3,836,250,000 円
発行諸費用の概算額	34,544,000 円
差引手取概算額	3,801,706,000 円

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額11.25百万円及び行使に際して払い込むべき金額3,825.0百万円を合算した金額であります。なお、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、上記差引手取概算額は減少します。
2. 発行諸費用の概算額は、ケイマン法に関する助言を含む弁護士・アドバイザー費用、本新株予約権の価値算定費用、割当予定先関係者の調査費用、並びにその他事務費用（臨時報告書作成費用、払込取扱銀行手数料及び変更登記費用等）の合計額であります。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
4. なお、上記の金額は本新株予約権が当初行使価額の85円で全て行使された場合を想定しています。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。



## (2) 調達する資金の具体的な使途

本第三者割当の差引手取概算額3,801,706,000円の具体的な使途については、次の通り予定しております。

具体的な使途	金額（千円）	支出予定時期
① BTCへの投資	226,706	2025年12月～2027年12月
② BTCボンドの償還	1,060,000	2025年12月～2027年12月
③ 借入金の返済	1,515,000	2025年12月～2027年12月
④ 運転資金	1,000,000	2025年12月～2027年12月
合計	3,801,706	

(注) 1. 調達した資金については、実際に支出するまでは、銀行預金にて管理いたします。2.借入金の内、8,664千米ドル（1,357百万円）は、BTCの購入に使用しております（当該借入金はBTCの購入資金に充てることを主な目的としております。）。

### ① BTCへの投資

当社は、本年2月より当社の主要な準備金とするため、ビットコインを含む暗号資産や関連するETFへの投資を開始しており、当該投資活動を継続するための資金として使用します。

### ② BTCボンドの償還

2025年7月29日付開示資料「マルチ・シリーズBTCボンドの引受契約の締結及び第1回BTCボンドの発行について」にてお知らせしたBTCボンドの償還に充当します。

### ③ 借入金の返済

2025年7月16日付開示資料「リボルビング・クレジット・ファシリティーからの借入れの一部返済について」にてお知らせした借入金の返済に充当します。

### ④ 運転資金

当社の運転資金の日々の平均額は、約41百万円（人件費8百万円、オフィス賃料4百万円、監査法人及び弁護士等の専門家費用24百万円、保険料3百万円、及びその他の費用2百万円）を予定しております。2025年12月～2027年12月までに必要となる経常的経費支出に対し充当し、当社の資金繰りの安定化を図ります。

なお、予定どおりの資金を調達できなかった場合、運転資金及び借入金の返済への充当を優先し、次に、BTCの価額及びBTCボンドの返済期日を考慮した上で、BTCへの投資、又はBTCボンドの償還への充当の可否を判断したいと考えております。

## 4. 資金使途の合理性に関する考え方

上記「2. 募集の目的及び理由（資金調達方法を選択した理由）」に記載のとおり、本第三者割当により調達した資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することで、当社はこの先2年分の運転資金を確保できる予定です。現時点では、当社の財務諸表への注記「継続企業の前提に関する事項」に記載のとおり、当社の事業から運転資金を貯うことが難しい状況です。そのため、BTCへの投資（追加購入）と保有量の増加を実現することで、まずは、当社の財務状態の安定化を図り、次のステップとしては、投資会社として投資による利益を計上できる基盤を築くことで、黒字化を目指して参りたいと考えております。これらは、企業価値の向上を目指すものであり、当社の既存株主の皆様の利益に資する合理性があるものと考えております。なお、BTCの価格はボラティリティが大きく、価格変動リスクが存在します。価格が想定に反して下落した場合、当社保有のBTC価値が減



少し、含み損が生じる可能性がある点にはご留意いただく必要があります。しかしながら、BTCの価格は短期的には上下しますが、過去10年にわたり長期的には上昇しており、当社としては、BTCが優れた金融資産であり、長期的な安定性を提供しインフレ対策に相応しい価値の保存手段であると考えております。そのため、当社は、BTCの短期的な価格にかかわらず、売却することなく保有を継続することで、将来的には現在の価値を上回ると見込んでおります。また、今後もBTCの保有残高を四半期ごとに価値を時価評価する予定であり、リスクが顕在化した場合においては、当社はその都度当社が許容できるリスク範囲を検証しながら対応を検討してまいります。

## 5. 発行条件等の合理性

### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容

当社は、本新株予約権の価値を算定するため、本新株予約権の発行要項及び本新株予約権の割当予定先との間で締結予定の本買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計（以下「赤坂国際」といいます。）に依頼しました。赤坂国際は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施したうえで、本新株予約権の発行要項及び本買取契約の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを適用して算定を実施するものとしました。また、赤坂国際は、本新株予約権の発行要項等に定められた諸条件及び評価基準日現在の市場環境等を考慮し、当社の株価、ボラティリティ、当社株式の流動性、及び割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提（割当予定先の新株予約権行使及び株式売却の際に負担する株式処分コストが発生することを含みます。）を置き、本新株予約権の評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額（本新株予約権1個につき0.25円）を参考に、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の1個の発行価額を当該評価額と同額の0.25円としています。また、本新株予約権の行使価額は当初、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の前取引日（2025年12月9日）の東証終値85円と同額の85円としています。本新株予約権の当初行使価額の算定方法について、取締役会決議日の直前取引日の終値85円としましたのは、当社の業績動向、当社の株価動向、具体的な使途、支出額、支出予定期間、本新株予約権の行使により発行される株式数及び割当予定先の保有方針等を考慮しつつ、割当予定先との交渉の結果、新株式の発行及び自己株式の処分に関する日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」の考え方を準じて、直近の株価を基準とすることが公正妥当であると判断したことによるものであります。その後の行使価額も、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の属する週の前週の最終取引日の当社普通株式の普通取引の終値の94%に相当する金額に修正されるものの、その価額は本新株予約権の下限行使価額である42.5円を下回ることはできません。なお、下限行使価額は、発行決議日直前取引日の終値（85円）の50%に相当する金額で設定されており、最近1か月間、3か月間、6か月間の終値の単純平均値（105.1円、116.3円、117.1円）と比べても過度に低い水準ではないことから、特に不合理な水準ではないと考えております。また、当社は、かかる行使価額は、同種の資金調達案件と比較検討し、割当予定先と協議して決定したものであり、本資金調達の規模に対し、資金調達の蓋然性を高めるためには、合理的な水準であると考えております。

当社は、本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、発行価額が算定結果である評価額と同額であるため、本新株予約権の払込金額は特に有利な金額に該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

また、本新株予約権の発行価額が有利な金額による発行に該当しないことを含む適法性につきましては、独立社外取締役にて構成される監査委員会が適法であると判断する旨の意見書を取締役会に提出のうえ、本



日、取締役3名全員が当該発行価額は特に有利な金額による発行に該当しないことを含め適法であると判断する旨の意見を表明しております。

#### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当により割当予定先に対して割り当てられる本新株予約権の目的となる株式数は45,000,000株であり、同株式に係る議決権の数は45,000,000個であるため、全ての本新株予約権が行使された場合には、2025年12月10日現在の当社の発行済株式総数182,035,577.63株に対する比率は24.72%、同日現在の当社の議決権総数182,035,577.63個に対する比率は24.72%となり、一定の希薄化が生じます。しかしながら、当社としては、このような希薄化が生じるもの、上記の通り、本資金調達により調達した資金を上記の資金使途に充当することにより当社の事業基盤を強化・拡大させ、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の向上を図ることができ、本資金調達はそれに伴う希薄化を考慮しても既存株主の皆様にも十分な利益をもたらすことができると考えていることから、発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると判断いたしました。

### 6. 割当予定先の選定理由等

#### (1) レン氏の概要

(1) 名 前	レン・イー・ハン氏	
(2) 住 所	North Point, Hong Kong	
(3) 職 業 又 は 役 職	会社役員	
(4) 当 事 会 社 間 の 関 係	資本関係	当社の主要株主
	人的関係	-
	取引関係	当社のビットコイン・トレジャリー・ボードのチアマン、当社の債権者、及び当社の持分法適用会社の株主・取締役

当社は、レン氏が反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ（東京都港区赤坂2-8-11、代表取締役 羽田寿次氏）に調査を依頼しました。その結果、レン氏について、反社会的勢力である又は反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。以上のことから、当社はレン氏が反社会的勢力とは一切関係していないと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

#### (2) Cantorの概要

(1) 名 称	Cantor Fitzgerald & Co.
(2) 本 店 所 在 地	110 EAST 59TH STREET, 4TH FLOOR, NEWYORK, NY 10022
(3) 代表者の役職・氏名	Pascal Bandelier, Co-Chief Executive Officer Sage Kelly, Co-Chief Executive Officer Christian Wall, Co-Chief Executive Officer
(4) 事 業 内 容	証券業
(5) 資 本 金	337.5百万米ドル（52,863百万円）（2024年12月31日現在）（注1）
(6) 設 立 年 月 日 及 び 国	米国 1992年9月25日
(7) 発 行 済 株 式 数	-
(8) 決 算 期	12月31日
(9) 従 業 員 数	750名（2025年11月12日現在）
(10) 主 要 取 引 先	法人
(11) 主 要 取 引 銀 行	-
(12) 大 株 主 及 び 持 株 比 率	CFS CF & CO I HOLDINGS, L.P. 94.00% CFGM CF & Co Holdings LLC 5.00% CFLP CF & Co I Holdings, L.P. 1.00%



(13) 当事会社間の関係			
資本関係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。		
人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。		
取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。		
関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態 百万円(百万米ドル)(注2)			
決算期	2022年12月期	2023年12月期	2024年12月期
金融資産	657,329 (4,196.7)	783,432 (5,001.8)	709,972 (4,532.8)
総資産	1,925,515 (12,293.4)	2,043,834 (13,048.8)	2,262,317 (14,443.7)
純資産(総パートナー資本及び劣後負債)	64,610 (412.5)	65,910 (420.8)	79,787 (509.4)
総資本	1,925,515 (12,293.4)	2,043,834 (13,048.8)	2,262,317 (14,443.7)

(注1) 米国証券取引委員会（U.S. Securities and Exchange Commission）規則に基づく、ネット・キャピタルを記載しております。上記表の各円換算額については、2025年11月28日における米ドルに対する日本円の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場（仲値）1米ドル=156.63円で換算の上、小数点以下第1位を四捨五入しております。

(注2) 上記「最近3年間の経営成績及び財政状態」に記載の内容は、割当予定先のCantor Fitzgerald & Co.が米国証券取引委員会（U.S. Securities and Exchange Commission）に報告を行っている財務内容を基に記載しております。また、当該財務内容は米国会計基準（US-GAAP）基づくため、本邦会計項目に相当する内容を記載しております。なお、Cantorはパートナーシップ制の会社であるため、売上及び利益に相当する項目については、パートナーとの守秘義務契約により、非開示となる旨、回答を受けております。

(注3) Cantorは、米国において米国証券取引委員会（U.S. Securities and Exchange Commission）及び米国商品先物取引委員会（Commodity Futures Trading Commission）の監督及び規制を受ける証券会社です。日本においては、Cantorの関連会社であるキャンターフィッツジェラルド証券株式会社が第一種金融商品取引業の登録を受け、金融庁の監督及び規制を受けております。以上のような、Cantorの属するグループが外国の監督及び規制のもとにあることについて、当社は、Cantorの米国証券取引委員会（U.S. Securities and Exchange Commission）における登録情報等で確認するとともに、本第三者割当の斡旋を行うキャンターフィッツジェラルド証券株式会社へのヒアリングにより確認しております。以上から、Cantor並びにその役員及び主要株主は反社会的勢力等の特定団体等に該当しないものと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

### (3) 割当予定先を選定した理由

当社は、2025年5月30日付開示資料「株主提案の受領に関するお知らせ」にてお知らせした株主提案をH.a.N Groupより受領した後、複数の証券会社・ファンドとの間で、ファイナンシング（資金調達）のオプションについて検討を開始しました。その後、当社は、2025年7月11日付開示資料「株主提案の受領に関するお知らせ」にて、H.a.N Groupの株式譲り受けによる新規事業参入を実現する方針を表明いたしました。



るお知らせ」及び2025年7月15日付開示資料「株主提案の訂正版の受領に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、H.a.N Group より新たにH.a.N 提案を受領した後、レン氏及び複数の証券会社・ファンドとの間で、新株予約権の行使価額の修正条項、その他の条項について交渉を重ねた結果、最終的にH.a.N 提案の提案株主であるレン氏、及びレン氏と共にH.a.N 提案と概ね同様の条件にて本第三者割当を引受けることについて同意いただけたCantorに、本新株予約権を割り当てるることを決定しました。

レン氏は、H.a.N 提案の提案株主であり、以前、当社の取締役会長/CEOを務めていたことから当社の事業に関する知識と理解を有しております。現在、当社のビットコイン・トレジャリー・ボードのチアマンを務めています。また、本年7月末には、マルチ・シリーズBTCボンドの第1回 BTCボンドを引受け、当社の資金ニーズをサポートしており、本新株予約権を速やかに引き受けるための十分な資金を個人的に保有しております。

当社は、過去にキャンターフィッツジェラルド証券株式会社より第三者割当の引受先の紹介を受けたことがあります。Cantor Fitzgerald & Co.は、米国を拠点とする大手金融グループであるCantor Fitzgerald Groupの中核企業です。Cantor Fitzgerald Groupは、1945年の創業以来、世界有数の金融機関としてグローバル資本市場において確固たる地位を築いており、現在では世界30カ国に約200の拠点を展開しております。同グループは、債券・株式・投資銀行業務に加え、近年ではビットコインをはじめとするデジタルアセット分野においても、先進的な取り組みを通じて市場における存在感を高めております。2025年2月には、長年にわたり同グループを率いてきたハワード・ラトニック氏が米国商務長官に就任したことを受け、ブランドン・ラトニック氏を会長とする次世代経営体制が敷かれ、グループ全体でさらなる事業戦略の強化が進められています。

Cantor Fitzgerald & Co.は、米国政府より特別な資格を付与されたプライマリー・ディーラーとして、連邦準備銀行から直接米国債を引き受ける取引を行うことが可能です。また、同社は世界最大級のステーブルコイン・プロジェクトにおいて、米国国債を主とする準備資産の管理業務に関与しており、法定通貨担保型デジタル資産の安定性を支える重要な役割を果たしております。これにより、伝統的な国債市場とデジタル資産市場を結びつける、極めて稀有かつ戦略的なポジションを確立しております。

当社は、今後のビットコイン戦略を推進するにあたり、米国及び国際市場における強固なネットワーク、デジタルアセット分野における豊富な実績、並びに高い信頼性を有する執行力を備えたCantor Fitzgerald Groupの当社の資金調達（純投資）への参画が、当社事業の拡大及び国際的な信用力の向上に資するものと確信しております。

また、Cantorは、著名な暗号資産関連企業やビットコイン戦略を採用する企業に対して初期段階からファイナンスを実施しており、当社にとっても将来的に成長フェーズに応じた多様な資金調達手法へのアクセスが期待できると考えております。

加えて、Cantorは、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式について、Cantor又はその関係会社が海外機関投資家であると合理的に認識している者に対し、市場外で売却する意向を有しております。これにより、海外機関投資家による当社への投資機会の拡大が期待されます。

#### (4) 割当予定先の保有方針

割当予定先との間で、本新株予約権の行使により取得する当社株式について、継続保有及び預託の取り決めはありません。なお、本新株予約権の行使後の当社株式に関する割当予定先の保有方針は純投資である旨、割当予定先から口頭で確認しております。



本新株予約権が全て行使され、割当予定先が行使により取得した株式（本新株予約権の全ての行使により取得する株式数、並びに現在保有する普通株式及び優先株式の合計数：227,035,577.63株）を売却しない場合、レン氏及びCantorの保有割合はそれぞれ22.46%及び15.86%となり、レン氏は、大株主順位第2位の株主となります。ただ、上記のとおり割当予定先が本新株予約権を引受ける目的は純投資のため、当社としては、当社の事業への影響はないものと考えております。

#### （5）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、レン氏から証券会社が発行する明細書を受領することにより、本新株予約権の発行に係る払込金額及び本新株予約権の権利行使資金を担保するための資産の存在を確認しました。本新株予約権の権利行使資金につきましては、取得した株式を売却し、売却資金をもって、権利行使を繰り返す方針であることの説明をレン氏より、口頭にて説明を受けております。また、Cantorについては、上記のとおり、同社は米国を拠点とする大手金融グループであるCantor Fitzgerald Groupの中核企業であり、割当予定先の本新株予約権の発行に係る払込み及び本新株予約権の行使に要する資金について問題はないものと判断しております。

### 7. 募集後の大株主及び持株比率

（2025年6月30日現在）

	募集前	住所	株式の種類	所有株式数(株)	所有割合
1	KHOO JIE XIONG *	KEW DRIVE, SINGAPORE	普通株式	6,061,980	33.30%
2	LAI MAN KON	CAUSEWAY BAY, HONG KONG	普通株式	4,442,223	24.40%
3	LIAN YIH HANN * (レン・イー・ハン)	NORTH POINT, HONG KONG	普通株式及び 優先株式	4,200,001	23.07%
4	PHILLIP SECURITIES CUSTOMER	東京都中央区日本橋兜町4-2	普通株式	339,664	1.87%
5	HAITONG INT SEC-CL AC-10 PCT	東京都新宿区新宿 6-27-30	普通株式	308,107	1.69%
6	原野直也	東京都港区	普通株式	179,000	0.98%
7	CBHK-CATHAY SECURITIES CO	東京都新宿区新宿 6-27-30	普通株式	133,901	0.74%
8	BANK JULIUS BAERAND CO.SGP CLIENTS	東京都中央区日本橋本石町1-3-2	普通株式	63,500	0.35%
9	ナカヤマ マサキ	和歌山県有田市	普通株式	54,996	0.30%
10	ハサタニ ショウ	神奈川県川崎市	普通株式	43,336	0.24%
合計				15,826,708	86.94%

（注） 1 募集前の所有株式数及び持株比率は、2025年6月30日現在における発行済株式総数を基準としております（効力発生日を2025年10月28日とする株式分割（1株につき10株の比率）実施前）。

2 \* 最終的な受益者である株主。

### 8. 今後の見通し

本第三者割当が当期の業績予想に与える影響は軽微である見込みです。



## 9. 企業行動規範上の手続に関する事項

本新株予約権の発行は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

## 10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

### (1) 最近3年間の業績（連結）

		2022年12月期	2023年12月期	2024年12月期
売上高	千米ドル 百万円	2,298 (360)	2,348 (368)	1,822 (285)
営業利益／損失（△）	千米ドル 百万円	△2,274 (△356)	△2,604 (△408)	△2,631 (△412)
経常利益／損失（△）	千米ドル 百万円	△2,366 (△371)	△3,183 (△498)	△3,414 (△535)
当期純利益／損失（△）	千米ドル 百万円	△2,373 (△372)	△3,180 (△498)	△3,416 (△535)
1株当たり当期純利益／損失（△）	米ドル 円	△0.04 (△6.27)	△0.02 (△3.13)	△0.57 (△89.28)
1株当たり配当金	米ドル 円	- -	- -	- -
1株当たり純資産	米ドル 円	△0.04 (△6.27)	△0.01 (△1.57)	0.84 (131.57)

（注）「円」で表示されている金額は、2025年11月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である1米ドル=156.63円で換算された金額です。

### (2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2025年12月10日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数 (普通株式及び優先株式)	182,035,577.63 株	100%
現時点の行使価額における潜在株式数	-	- %

### (3) 最近の株価の状況

#### ① 最近3年間の状況（円）

	2022年12月期	2023年12月期	2024年12月期
始値	44*	24*	9*
高値	54*	30*	4,840
安値	20*	2*	3*
終値	22*	9*	1,190

\* 効力発生日を2024年3月27日とする100株につき1株の比率の株式併合前の株価。



② 最近6か月間の状況（円）

	2025年 6月	2025年 7月	2025年 8月	2025年 9月	2025年 10月	2025年 11月
始 値	478	1,110	1,380	1,167	111.9*	121*
高 値	1,889	1,777	1,390	1,429	183.0*	133*
安 値	409	965	1,054	1,016	110.4*	98*
終 値	1,140	1,390	1,227	1,090	121.0*	105*

\* 効力発生日を2025年10月28日とする1株につき10株の比率の株式分割後の株価。

④ 発行決議日前営業日における株価（円）

	2025年 12月 9日
始 値	85*
高 値	89*
安 値	78*
終 値	85*

\* 効力発生日を2025年10月28日とする1株につき10株の比率の株式分割後の株価。

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 第三者割当によるA種転換劣後株式の発行 (決議日2022年11月2日)

発 行 期 日	2022年12月22日
調 達 資 金 の 額	521,175千円（差引手取概算額）
発 行 価 額	A種転換劣後株式1株当たり36円（注）
転 換 条 件	発行日から4ヶ月経過した後、割当予定先は、取締役会の承認を得ることを条件として、本転換劣後株式の全て又は一部を普通株式に転換する権利を有する。取締役会は当該転換を不当に拒否してはならない。 当初転換割合： <ul style="list-style-type: none"><li>当初転換割合は、本転換劣後株1株につき普通株式12株の1対12とする。</li><li>本株主総会から1ヶ月以内に10取引日連続して当社普通株式の終値が28円（取締役会決議の直前取引日の終値）から20%より大きく下落した場合、転換割合は、1対12から1対6に変更し、本転換劣後株式の保有者は、本転換劣後株式（及び本転換劣後株式の転換により取得した普通株式）を、本転換劣後株式の発行日から7年間は譲渡又は売却できないものとする。</li><li>2022年12月21日開催の定時株主総会から、5日以内に当社普通株式の終値が3円以下となった場合、転換割合は、1対12から1対3に変更する。</li></ul>
割 当 先	Lai Man Kon氏
募集時における発行済株式数	60,560,057.79株（注）
当該募集による潜在株式数	普通株式180,000,000株（注）
現時点における転換状況	全てのA種転換劣後株式15,000,000株転換済（注）
現時点における潜在株式数	なし



発行時における 当初の資金使途	①Fame Richの持分30%の取得又は不動産への投資: 387百万円 ②運転資金: 133百万円
発行時における 支出予定期	①2022年12月～2023年12月 ②2022年12月～2023年6月
現時点における 充當状況	上記使途に充当しました。

(注) 効力発生日を2024年3月27日とする100株につき1株の比率の株式併合前、及び効力発生日を2025年10月28日とする1株につき10株の比率の株式分割前の数字・価額。

②第三者割当（デット・エクイティ・スワップ、DES）による新株式及び新株予約権の発行

(決議日2024年2月19日)

発行期日	2024年4月30日
調達資金の額	新株式及び新株予約権の発行: 300百万円（全てDESの払込の方法によります。） 新株予約権の行使: 2,337,805千円（差引手取概算額）
発行価額	新株式: 1株につき360.4円（注） 新株予約権: 1個につき7.1円（注）
行使価額	新株予約権: 1個につき360.4円（注）
行使条件	当社普通株式の終値が400円（注）（取締役会決議の直前取引日の終値）より、一度でも25%以上、上昇した場合、本新株予約権を行使できるものとします。
割当先	レン・イー・ハン氏
募集時における 発行済株式数	2,405,600.58株（注）
当該募集による 潜在株式数	普通株式、6,495,500株（注）
現時点における 行使状況	全て普通株式、6,495,500株に行使済（注）
現時点における 潜在株式数	0株（注）
発行時における 当初の資金使途	①Fame Richの持分30%の対価の支払: 1,023,370千円 ②Lian Yih Hann氏からの債務の支払: 156,013千円 ③運転資金: 732,932千円 ④投資目的での不動産の取得及び企業・事業等への投資: 425,490千円
発行時における 支出予定期	①2024年5月～2024年12月 ②2024年5月～2024年12月 ③2024年5月～2025年12月 ④2024年5月～2025年12月
現時点における 充當状況	2024年12月5日付開示資料「新株予約権の資金使途変更に関するお知らせ」に記載の上記使途に現在充当中です。

(注) 効力発生日を2024年3月27日とする100株につき1株の比率の株式併合後、及び効力発生日を2025年10月28日とする1株につき10株の比率の株式分割前の数字・価額。



③第三者割当（デット・エクイティ・スワップ、DES）による新株式の発行

(決議日2024年6月28日)

発行期日	2024年9月13日
発行新株式数	普通株式 8,600,000株
発行価額	1株につき46.5円
調達資金の額	399,900,000円 全てDESの払込の方法によります。
割当先	レン・イー・ハン氏
現物出資財産の内容及び価額	現物出資財産の対象となるのは、下記のとおりです。 レン氏よりFame Rich Enterprises Limitedの株式30%を取得した対価の未払金52,685,381香港ドル（1,019,988,972円*）及びその利息98千香港ドル（1,900千円*）（2024年9月13日時点）のうち、399,900,000円。 (注) *を付して「円」で表示されている金額は、Fame Richの30%を取得する際に、当社及びレン氏との間で合意した為替レート1香港ドル=19.36円を使用しております。

(注) 効力発生日を2024年3月27日とする100株につき1株の比率の株式併合後、及び効力発生日を2025年10月28日とする1株につき10株の比率の株式分割前の数字・価額。

## 11. 発行要項

本新株予約権の発行要項は、別紙1に記載しております。

以上



## 別紙1 本新株予約権の発行要項

### ビート・ホールディングス・リミテッド 2025年12月23日発行 新株予約権発行要項

#### 1. 本新株予約権の名称

ビート・ホールディングス・リミテッド2025年12月23日発行 新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

#### 2. 本新株予約権の払込金額の総額

11,250,000円

#### 3. 申込期日

2025年12月23日

#### 4. 割当日及び払込期日

2025年12月23日

#### 5. 募集の方法

第三者割当の方法により、レン・イー・ハン氏（9,000,000個）及びCantor Fitzgerald & Co.（36,000,000個）に割り当てる。

#### 6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式45,000,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は、当社普通株式1株とする。）。但し、本項第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が第11項の規定に従って行使価額（第9項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{調整前行使価額}$$

(3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第11項第(2)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第11項第(2)号⑥に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

#### 7. 本新株予約権の総数

45,000,000個

#### 8. 各本新株予約権の払込金額

本新株予約権1個当たり金0.25円（本新株予約権の払込金額の総額 金11,250,000円）



## 9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初85円とする。但し、行使価額は第10項又は第11項の定めるところに従い修正又は調整されるものとする。

## 10. 行使価額の修正

- (1) 2025年12月29日以降、第16項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日（以下「修正日」という。）の属する週の前週の最終取引日（以下「修正基準日」という。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の94%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正基準日価額」という。）が、当該修正基準日の直前に有効な行使価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正基準日価額に修正される（修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。）。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう（別段の記載がなされる場合を除き、以下同じ。）。
- 但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が42.5円（以下「下限行使価額」といい、第11項の規定を準用して調整される。）を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。
- (2) 本項第(1)号により行使価額が修正される場合には、当社は、第16項第(2)号に定める払込みの際に、本新株予約権者に対し、修正後行使価額を通知する。

## 11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する（以下、調整された後の行使価額を「調整後行使価額」、調整される前の行使価額を「調整前行使価額」という。）。

$$\begin{aligned} \text{調整後行使価額} &= \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times 1\text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数}}{\text{時価}}} \\ &\quad \times \text{調整前行使価額} \end{aligned}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるとところによる。但し、当社又はその関連会社（財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定義される「関連会社」を意味する。以下同じ）の取締役その他の役員及び従業員に対するインセンティブとしての新株予約権、株式若しくはその他の有価証券又は権利の割当てについては、この限りではない。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当による場合を含む。）（当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利の取得、転換又は行使による場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合はその最終日とする。）の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割又は無償割当により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割又は無償割当のための基準日（無償割当のための基準日がない場合には当該割当の効力発生日とする。）の翌日以降これを適用する。

- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券を発行（無償割当の場合を含む。）する場合又は当社



普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利を発行（無償割当の場合を含む。）する場合

調整後行使価額は、発行される証券、新株予約権又は権利の全てが当初の取得価額で取得され又は当初の行使価額で行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、かかる証券若しくは権利の払込期日又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の割当日の翌日以降、また、募集又は無償割当のための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、本号③又は⑤に基づく行使価額の調整が、上記の取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）（以下「取得条項付株式等」という。）にかかる調整が行われる前に実施された場合には、(i) 上記交付後の完全希薄化後普通株式数（本項第(5)号に定義するものをいう。以下同じ）が、上記交付の直前における本項第(4)号③に定める既発行普通株式数を上回る場合に限り、調整後の行使価額は、当該超過する普通株式数を行使価額調整式の「新発行・処分普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、(ii) 上記交付後の完全希薄化後普通株式数が、上記交付の直前の本項第(4)号③に定める既発行普通株式数を超えない場合は、本号④に定める調整は行わないものとする。

- ⑤ 取得請求権付株式、新株予約権及びその他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の発行条件に基づき、当社普通株式1株当たりの対価（以下、本第(2)号⑤において「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（但し、本項に規定する希薄化防止条項に準ずる調整の場合を除く。）、かつ、当該下方修正等が行われた後の取得価額等が、当該下方修正が行われる日（以下「取得価額等修正日」という。）における第4号②に規定する時価を下回る価額になる場合

(a) 当該取得請求権付株式等に関し、本号③による行使価額の調整が取得価額等修正日までに行われていない場合、調整後の行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「新発行・処分普通株式数」とみなして本号③の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

(b) 当該取得請求権付株式等に関し、本号③又は上記(a)による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなされたときの完全希薄化後普通株式数が、当該下方修正が行われなかった場合の本項第(4)号③に定める既発行普通株式数を上回る場合には、調整後の行使価額は、当該超過する普通株式数を行使価額調整式の「新発行・処分普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。なお、1ヶ月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

- ⑥ 本号①乃至⑤の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の取締役会の承認（但し、本号②の場合においては、取締役会及び株主総会の承認をいう。以下同じ。）を条件としているときには、本号①乃至⑤にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日（複数の機関の承認を条件とするときは最も遅い日になされた承認があった日）の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left( \begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} \right)}{\text{調整後行使価額}} \times \frac{\text{調整前行使価額により}}{\text{当該期間内に交付された株式数}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後、行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額



を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。また、行使価額の調整の結果、当該価額が株式1株の額面金額を下回ることになる場合には、行使価額の調整は行わず、その場合には、調整後の行使価額は額面金額とする。

- (4)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入するものとする。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入するものとする。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑥の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分普通株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における発行済当社普通株式数から、当該日において当社が有する当社普通株式数を控除した数とし、(a) (本項第(2)号④においては) 当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(6)号に基づき「新発行・処分普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（但し、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して本項第(2)号又は第(6)号に基づき「新発行・処分普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また(b) (本項第(2)号⑤においては) 本項第(2)号又は第(6)号に基づき「新発行・処分普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（但し、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して本項第(2)号又は第(6)号に基づき「新発行・処分普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び取得価額等修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。
- (6) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、株式の種類の変更、資本金の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (7) 本項の他の規定にかかわらず、本項に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。但し、この場合も、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。
- (8) 行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整されるときを含む。）は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑥に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

## 12. 本新株予約権を行使することができる期間

2025年12月24日から2027年12月23日までとする。なお、行使期間最終日が香港において営業日でない場合は、香港におけるその前営業日を最終日とする。但し、第15項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合であって、当社が、行使請求を停止する期間（当該期間は1か月を超えないものとする。）その他必要事項を当該期間の開始日の1か月前までに本新株予約権の新株予約権者に通知した場合における当該期間については、行使請求をすることができないものとする。



#### 13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

#### 14. 本新株予約権の取得の事由及び条件

- (1) 当社は、当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、当社取締役会が定める買戻し日の15暦日前までに通知又は公告を行った上で、当該取得日に本新株予約権の払込金額相当額を支払うことにより、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。
- (2) 当社普通株式について金融商品取引法に基づく公開買付けがなされ、当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、当該公開買付けの結果、当社普通株式が東証においてその上場が廃止となる可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社普通株式の上場を維持するよう努力する旨を公表した場合を除く。）、かつ公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合は、当社は、実務上可能な限り速やかに準用される会社法第273条の規定に従って通知を行った上で、当社取締役会が定める取得日に、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。
- (3) 当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主（会社法第179条第1項に定義される。）による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合、又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合は、当社は、実務上可能な限り速やかに準用される会社法第273条の規定に従って通知を行った上で、当社取締役会が定める取得日に、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。
- (4) 当社は、当社普通株式について、上場廃止事由等（以下に定義する。）が生じた場合、又は東証による監理銘柄への指定がなされ若しくは上場廃止が決定された場合は、上場廃止事由等が生じた日又は当該銘柄に指定された日若しくは上場廃止が決定された日から2週間後の日（休業日である場合にはその翌営業日とする。）に、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。

「上場廃止事由等」とは以下の事由をいう。

- ① 当社又はその関連会社若しくは子会社に、東京証券取引所有価証券上場規程第601条第1項各号に定める事由が発生した場合
- ② 当社がその事業年度の末日現在における財務諸表又は連結財務諸表において債務超過となる場合において、当該事業年度の末日の翌日から起算して6ヶ月を経過する日までの期間において債務超過の状態を治癒できなかった場合

#### 15. 組織再編行為による新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割継承会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

- (1) 新たに交付される新株予約権の数  
新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。
- (2) 新たに交付される新株予約権の目的である株式の種類  
再編当事会社の同種の株式
- (3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法  
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。
- (4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。
- (5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、行使の条件、取得条項、組織再編行為の場合の新株予約権の交付及び新株予約権証券の不発行



第12項ないし第15項及び第17項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

#### 16. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、本新株予約権者は、第12項に定める本新株予約権を行使することができる期間中に、以下の方法により行使請求に必要な事項を通知しなければならない。本新株予約権者は、行使請求通知の写し（PDF）を電子メールにて、当社及び当社の株券管理機関であるConyers Trust Company (Cayman) Limitedに送付する。行使請求通知は、株券管理機関に到達したか否かにかかわらず、当社がその写し（PDF）を受領した時点で、当該通知は正式に到達したものとみなす。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合、本新株予約権者は、行使請求書を含む前号の行使請求に必要な事項を当社に通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額（以下「行使価額の総額」という。）を現金にて第21項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。行使価額の総額は、午後1時（香港時間、但し営業日に限る）までに当社が受領した行使請求通知（電子メール）により行使される本新株予約権に係る割当株式数の総数に、当該行使請求通知の時点における有効な行使価額を乗じた金額とする。支払いが日本円以外の通貨で行われる場合（但し、当該通貨はHKD、USD又はSGDに限る。）には、行使価額の総額は、支払日における適用為替レートとして、(i) 株式会社三菱UFJ銀行が公表する日本円と当該通貨との電信買相場及び電信売相場の仲値、又は(ii) 当社及び本新株予約権者が合意した為替レートを用いて算出し、いずれの場合も、小数第2位を切り上げて算出するものとする。また、本新株予約権者は、(i) 国際送金の場合には、午前9時（香港時間、但し営業日に限る）までにSWIFTネットワークを通じて発行された国際送金指図（SWIFT MT103支払確認）の写しを当社に提供し、又は(ii) 香港内送金の場合には、銀行振込明細書その他の同等の国内送金確認書面の写しを午後1時（香港時間、但し営業日に限る）までに当社に提供するものとする。
- (3) 本新株予約権の行使の効力は、第16項第(1)号記載の場所に行使請求に必要な事項の全ての通知（電子メール）が午後1時（香港時間、但し営業日に限る）までに到達し、かつ行使価額の総額が午後2時30分（香港時間、但し営業日に限る）までに前号に定める口座に入金された日（但し、かかる支払いは銀行手数料等を控除せずに行うものとする。）に発生し、同日に行使された本新株予約権の新株予約権者には当該本新株予約権の目的である当社普通株式が付与され、当社の株主名簿上で当社株主として登録される権利を保有する。

行使請求書が午後1時（香港時間、但し営業日に限る）よりも後に当社に到達した場合及び／又は行使価額の総額の受領確認が同一営業日の午後2時30分（香港時間）よりも後若しくはその直後の営業日に行われた場合には、本新株予約権の行使の効力は、当該行使価額の総額の受領確認が行われた日の翌営業日に発生することがある。この場合において、当社は、可能な限り最善の努力をもって、当該行使価額の総額の受領確認が行われた日の翌営業日までに、当該本新株予約権の目的である当社普通株式が発行又は移転されるように確保するものとする。但し、これらの場合においても、行使価額は行使請求書の内容に従って決定されるものとする。

#### 17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

#### 18. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使の直後に、Horsford Nominees Limited（以下「ノミニー」という。）を通じて新たに発行する当社普通株式若しくは株式会社証券保管振替機構（以下「JASDEC」という。）の株式等振替制度によりノミニーを介して当社の口座で保有する当社普通株式を本新株予約権者の指定する口座に振り替えるとともに、午後1時（香港時間、但し営業日に限る）までに当社が行使請求を受領し、当該行使価額の総額の受領確認が午後2時30分（香港時間、但し営業日に限る）までに行われた場合は同日付で、それ以外の場合は、当該行使価額の総額の受領確認が行われた日の翌営業日付で当社の株主名簿及び／又はノミニーが保有する名簿の改定を行う。但し、当社、Conyers Trust Company (Cayman) Limited、ノミニー又はJASDECの支配が及ばない技術的な不能又は事由が生じていない場合に限るものとする。

#### 19. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結した引受契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、ボラティリティ、



及び割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を金 0.25 円とした。更に、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項に記載の通りとした。

20. 行使請求受付場所及び電子メールアドレス

受付場所：ビート・ホールディングス・リミテッド

住所：Suite 2103 Infinitus Plaza 199 Des Voeux Road Central, Hong Kong

電子メールアドレス：[comsec@beatholdings.com](mailto:comsec@beatholdings.com)

電子メールアドレス(CC)：[jack.yiu@conyers.com](mailto:jack.yiu@conyers.com)  
[brain.wong@conyers.com](mailto:brain.wong@conyers.com)

21. 払込取扱場所

会社名：香港上海銀行コーポレーション・リミテッド

住所：China Insurance Group Building, 141 Des Voeux Road Central, Sheung Wan, Hong Kong

22. その他

当社は、払込期日後、本発行要項の規定を変更することができるものとする。但し、かかる変更は、本新株予約権に関する全ての取扱いを準用される会社法に整合させるために、準用される会社法の改正に従って要求され、かつ必要である場合に限り行うことができる。

以上

**ビート・ホールディングス・リミテッドについて**

当社、ビート・ホールディングス・リミテッドは、ケイマン諸島においてケイマン法に基づいて設立・登記されたグローバルな投資会社で、香港に事業本部を構え、日本、シンガポール、マレーシア、インドネシア、中国及びカナダに子会社を有しております。子会社の新華モバイル（香港）リミテッドを通じて知的財産権の取得及びライセンシングを行っています。また、子会社の GINSMS Inc.（トロント・ベンチャー証券取引所に上場、TSXV : GOK）を通じてモバイル・メッセージング・サービス並びにソフトウェア製品及びサービスを提供しています。当社は、東京証券取引所のスタンダード市場に上場（証券コード：9399）しております。

詳細は、ウェブサイト：<https://www.beatholdings.com/> をご参照下さい。

本書は一般公衆に向けられた開示資料であり、当社株式への投資を勧誘するものではありません。投資家は、当社への投資を判断する際、当社の過去の適時開示資料及び法定開示資料を含むがこれらに限定されない開示資料を確認し、それらに含まれるリスク要因及びその他の情報を併せて考慮した上でかかる判断を行う必要があります。